

タクシー業務適正化特別措置法施行規程（平成二十六年国土交通省告示第五十七号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行				
<p>（輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験）</p> <p>第五条 施行規則第三十九条第一項の告示で定める事項は、次の表の上欄に掲げる科目ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。</p>	（新設）				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">科 目</th> <th style="width: 70%; text-align: center;">事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>タクシー事業に係る法令、安全及び接遇</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>一 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）、タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）その他の関係法令に関する事項</p> <p>二 道路運送法第十一条第三項の規定に基づき公示された一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款に関する事項</p> <p>三 当該指定地域における交通事故の発生状況</p> <p>四 タクシー事業の特性及び交通事故発生状況を踏まえた運転に関する技能及び知識</p> <p>五 交通事故の防止及び事故発生時の措置に関する事項</p> <p>六 過労運転の防止その他の健康管理に関する事項</p> <p>七 タクシーの運転者の基本的な心構え及び接遇に関する事項</p> <p>八 タクシーに搭載する装置等の取扱いに関する事項</p> </td> </tr> </tbody> </table>	科 目	事 項	<p>タクシー事業に係る法令、安全及び接遇</p>	<p>一 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）、タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）その他の関係法令に関する事項</p> <p>二 道路運送法第十一条第三項の規定に基づき公示された一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款に関する事項</p> <p>三 当該指定地域における交通事故の発生状況</p> <p>四 タクシー事業の特性及び交通事故発生状況を踏まえた運転に関する技能及び知識</p> <p>五 交通事故の防止及び事故発生時の措置に関する事項</p> <p>六 過労運転の防止その他の健康管理に関する事項</p> <p>七 タクシーの運転者の基本的な心構え及び接遇に関する事項</p> <p>八 タクシーに搭載する装置等の取扱いに関する事項</p>	
科 目	事 項				
<p>タクシー事業に係る法令、安全及び接遇</p>	<p>一 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）、タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）その他の関係法令に関する事項</p> <p>二 道路運送法第十一条第三項の規定に基づき公示された一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款に関する事項</p> <p>三 当該指定地域における交通事故の発生状況</p> <p>四 タクシー事業の特性及び交通事故発生状況を踏まえた運転に関する技能及び知識</p> <p>五 交通事故の防止及び事故発生時の措置に関する事項</p> <p>六 過労運転の防止その他の健康管理に関する事項</p> <p>七 タクシーの運転者の基本的な心構え及び接遇に関する事項</p> <p>八 タクシーに搭載する装置等の取扱いに関する事項</p>				

<p>当該指定地域に係る地理</p>	
<p>一 当該指定地域内の道路及び地名 二 当該指定地域内の著名な建造物、公園、名所及び旧跡並びに鉄道の駅の所在 三 その他当該指定地域に係るタクシー事業の業務に必要な地理に関する事項</p>	<p>る事項 九 高齢者、障害者等の乗車、降車等におけるタクシーの運転者の対応に関する事項 十 その他タクシー事業の業務に必要な法令、安全及び接遇に関する事項</p>